

## 令和6年度銚田市UIJターン創業祝い金支給要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、本市の産業の振興及び地域経済の発展並びに雇用の促進を図るため、市内へ転入し、市内で創業する創業者に対し、予算の範囲内において給付金を支給することについて、銚田市補助金等交付規則(平成17年銚田市規則第37号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 創業 事業を行っていない個人が、所得税法(昭和40年法律第33号)第229条に規定する開業等の届出により市内において営利を目的として新たに事業を開始する場合、又は新たに法人を設立し、市内において営利を目的として事業を開始する場合。(農林水産業を除く)
- (2) 創業予定者 創業について具体的な計画を有する者をいう。
- (3) 創業の日 個人にあつては管轄する税務署に提出した開業等の届出に記載された開業年月日を、法人にあつては登記簿謄本に記載された設立年月日をいう。
- (4) 創業支援等事業者 産業競争力強化法(平成25年法律第98号)第113条の認定を受けた銚田市創業支援等事業計画(平成29年5月19日経済産業大臣、総務大臣及び関東農政局長認定、令和3年12月23日付変更認定)における創業支援等事業者をいう。
- (5) 事業所 事業の用に供する事務所、店舗等(仮設又は臨時のものを除く)をいう。
- (6) UIJターン創業者 市外から市内に転入し、市内において新規に創業する者をいう。

### (支給対象者)

第3条 支給の対象となる者(以下「支給対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者とする。(農林水産業を除く)

- (1) 年度内に市内において創業しようとする創業予定者又は市内において創業後3年以内の創業者(市外に本店があるチェーン店又はフランチャイズ店は除く。)
- (2) 市外から市内へ転入し3年以内で、かつ、転入日から起算して過去1年間本市の住民基本台帳に記載されていない者(個人事業主の場合は本人、法人の場合は代表者)
- (3) 銚田市創業支援等事業計画に定める特定創業支援事業を受けた証明を給付金の支給決定までに有する者(個人事業主の場合は本人、法人の場合は代表者)
- (4) 市内に事業を行うための事業所等を設けることができる者
- (5) 許認可若しくは届出を必要とする業種の創業等にあつては、許認可を受けている又は届出を行っている者
- (6) 給付金の交付から5年以内に市外へ転出する予定、及び廃業の予定のない者

2 前項に規定する者で、次の各号に該当するものは対象とはしない。

- (1) 市税及び市民法人税を滞納している者
- (2) 宗教活動及び政治活動を事業の主たる目的としている者
- (3) 銚田市暴力団排除条例(平成23年銚田市条例第13号。以下「暴排条例」という。)第2条第1号から第3号までの規定に該当する者

- (4) 暴排条例第2条第1号及び第2号に規定する者と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (5) 法人でその役員のうち、暴排条例第2条第2号又は第3号に該当する者がいる者
- (6) 過去に銚田市UIJターン創業祝い金の支給を受けた者
- (7) 以下の各号に掲げる事業

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業,又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業の対象となる営業を行う事業

イ フランチャイズ契約若しくはチェーンストア又はこれに類する契約に基づく事業

ウ 太陽光発電事業

エ その他公序良俗に反する事業

- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当ではないと認める者  
(給付金の額)

第4条 給付金の額は、次の各号に掲げる額とする。

- (1) 法人・個人 50,000円
- (2) 給付金の支給は、1事業者1回とする。

第5条 給付金の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、銚田市UIJターン創業祝い金支給申請書(様式第1号)に次掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 誓約書(様式第2号)
- (2) 住民票の写し(個人事業主の場合のみ必要)
- (3) 開業届の写し(申請者が法人の場合にあつては、法人の履歴事項全部証明書の写し)
- (4) 銚田市商工会の発行する特定創業支援事業の修了証の写し
- (5) 許認可又は免許を伴う業種の場合は、許可証・免許証等のコピー
- (6) その他市長が必要と認める書類

(給付金の支給の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査するものとし、給付金の支給の可否を決定した時は、銚田市UIJターン創業祝い金支給(不支給)決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(支給決定の取消し等)

第7条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、支給の決定を取り消すことができる。この場合において、既に支給した給付金があるときは、その全部について期限を定めて返還させることができる。

- (1) この要綱又は法令に違反したとき。
- (2) 提出書類の記載事項に偽りがあつたとき。
- (3) その他市長が必要と認めたとき。

(支給決定の取消通知)

第8条 市長は前条に規定する取消しを決定したときは、銚田市UIJターン創業祝い金支給決定取消通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(給付金の支払い)

第9条 給付金の支給は、前条の規定により支給すべき給付金の額を決定した後に支払うものとする。

る。

- 2 支給対象者は、給付金の支給を受ける場合は、銚田市 UIJ ターン創業祝い金請求書(様式第5号)を、市長に提出しなければならない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和6年5月14日から施行する。

様式第 1 号(第 5 条関係)

銚田市 UIJ ターン創業祝い金支給申請書

年 月 日

銚田市長 宛

申請者

住所

氏名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地, その名称及び代表者氏名)

電話番号

銚田市 UIJ ターン創業祝い金の支給を受けたいので, 銚田市 UIJ ターン創業祝い金支給要綱第 5 条の規定により, 次のとおり関係書類を添えて申請します。

記

事業形態	<input type="checkbox"/> 個人事業主 <input type="checkbox"/> 法人
開業日・法人設立日	年 月 日
店舗・事務所の開始日	年 月 日
店舗・事業所の名称	
事業実施地 (創業予定場所)	〒
業種・事業内容	業 種 :
	事業内容 :
銚田市への転入日	年 月 日
前住所 (代表者の前住所)	〒

添付書類

- (1) 誓約書(様式第 2 号)
- (2) 住民票の写し (個人事業主の場合のみ必要)
- (3) 開業届の写し(申請者が法人の場合にあつては, 法人の履歴事項全部証明書の写し)
- (4) 銚田市商工会の発行する特定創業支援事業の修了証の写し
- (5) 許認可又は免許を伴う業種の場合は, 許可証・免許証等のコピー
- (6) その他市長が必要と認める書類

誓約書

年 月 日

銚田市長 宛

申請者

住所

氏名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者氏名)

電話番号

私は、下記の内容について、相違ないことを誓約します。

なお、事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して、市が行う一切の措置について、異議の申立てを行いません。

また、誓約した下記の内容について、市が確認のために行う関係機関への照会を行うことについて承諾します。

記

- 1 市税及び市民法人税の滞納はありません。
- 2 宗教活動及び政治活動を事業の主たる目的としておりません。
- 3 銚田市暴力団排除条例(平成 23 年銚田市条例第 13 号。以下「暴排条例」という。)第 2 条第 1 号から第 3 号までに規定する暴力団及び暴力団員、暴力団員等に該当しておりません。
- 4 暴排条例第 2 条第 1 号及び第 2 号に規定する暴力団及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しておりません。
- 5 法人でその役員のうち、暴排条例第 2 条第 2 号及び第 3 号に規定する暴力団員及び暴力団員等に該当する者はありません。
- 6 銚田市 UIJ ターン創業祝い金支給要綱及び関係法令等を遵守します。
- 7 創業にあたり市内に事業を行うための事業所等を設けます。
- 8 5 年以内に転出又は廃業した等により給付金の返還を求められたときは、これを返還します。

様式第3号(第6条関係)

銚田市 UIJ ターン創業祝い金支給(不支給)決定通知書

第 号  
年 月 日

様

銚田市長



年 月 日付けで申請のあった銚田市 UIJ ターン創業祝い金について、銚田市 UIJ ターン創業祝い金支給要綱第6条の規定により、次のとおり支給(不支給)することに決定したので通知します。

記

給付金の決定額 金 50,000 円

以上

様式第4号(第8条関係)

銚田市 UIJ ターン創業祝い金支給金取消決定通知書

第 号  
年 月 日

様

銚田市長



年 月 日付け 第 号による銚田市 UIJ ターン創業祝い金の支給決定について、銚田市 UIJ ターン創業祝い金給付要綱第8条の規定により、取消を決定したので次のとおり通知します。

様式第5号(第9条関係)

銚田市 UIJ ターン創業祝い金請求書

年 月 日

銚田市長 宛

申請者

住所

氏名

㊟

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者氏名)

電話番号

銚田市 UIJ ターン創業祝い金支給要綱第9条の規定により、次のとおり請求します。

記

支給決定を受けた年月日及び番号	年 月 日 銚商第 号
確定額	金 50,000 円
請求額	金 50,000 円

振込先金融機関名	
支店名	
口座種別 (どちらかに○)	普通・当座
口座番号	
(フリガナ) 口座名義人	

備考 上記口座が確認できる部分の、通帳の写しを添付すること。